

実施計画事業評価調書

評価対象年度 令和2年度

事業コード	14101001	事業名称	葬祭事業	事業区分	通常事業
担当	保健部	保健総務課	問い合わせ先	229-3199	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	昭和 26 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち” - 4 誰もが安心して生活できる環境づくり - ① 誰もが安心して生活できる仕組みや環境づくり
根拠法令等	川口市補助金等交付規則、川口市葬祭事業実施要綱、川口市葬祭事業補助金交付要綱

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	一部補助金・負担金
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)	
	・葬儀を行う市民等 ・登録葬祭業者	葬儀を行う市民等	
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をするのか)	
	市民の葬儀費用の負担軽減を図り、市民福祉の向上に寄与する。	・葬儀を行うに当たって必要となる最小限の内容を市が基本仕様として定め、登録葬祭業者が葬儀を実施する。 ・市が登録葬祭業者に対し補助金を交付し、葬儀に要する経費の一部を負担する。	
令和2年度の実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績	
	葬祭事業の適用を受けて行った葬儀に対し、補助金を交付した。	項目	実績 単位
		基本仕様1適用件数	334 件
	基本仕様2適用件数	200 件	
事業の成果【定性的評価】	市民の葬儀費用の負担を軽減させることができた。		

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	葬祭事業利用件数			指標・目標値の説明(算定式)	目標設定がなじまない事業であるため実績のみとする。				
	単位	件	指標の種別	結果						
	目標値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	実績値・達成状況	403	520	534						
指標②	名称				指標・目標値の説明(算定式)					
	単位	指標の種別								
	目標値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	実績値・達成状況									

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	04款 01項 03目 002細目 01細々目 葬祭事業			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額(A)	16,690	18,530	20,030	21,030	20,030
決算額(B)=(C)+(D)	13,068	17,480	17,360		
財源※	特定財源(C)	0	0	0	0
	一般財源(D)	13,068	17,480	17,360	21,030
概算人件費(E)	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318
従事職員人数(人)	常勤 再任用	0.42 0.00	0.42 0.00	0.42 0.00	0.42 0.00
総事業費{(A)又は(B)}+(E)	16,386	20,798	20,678	24,348	23,348

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	15 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	行った・既に行った			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性
56 /60	多様化する葬儀のニーズに対応するため、登録葬祭業者との意見交換などにより、内容の改善を図る。	3年度 現状維持で実施 4年度 現状維持で実施 5年度 現状維持で実施

事業コード	14101001	事業名	葬祭事業
部会名	第二部会	担当課	保健総務課

## I 定量評価（評価の各観点について、一定の基準に基づいた数値による評価）

	評価の観点					選択肢	
	①趣旨・目的及び達成手段	②事業の効果	③事業の効率化	④課題解決への取り組み	⑤今後の事業の方向性		
A委員	2	2	2	2	2	4 適正	適正な事業運営がなされている
B委員	2	3	2	2	2	3 概ね適正	工夫や改善の余地があるが、概ね適正な事業運営がなされている
C委員	2	2	2	2	2	2 改善の必要あり	概ねこのままの事業運営で差し支えないが、工夫や改善が必要である
D委員	-	-	-	-	-	1 抜本的見直し	抜本的に事業の運営を見直したほうがよい
E委員	1	1	2	2	1		
部会全体	2	2	2	2	2		

## II 定性評価（評価の各観点について、意見やアドバイス等のコメントによる評価）

No.	評価の観点	評価コメント
1	①趣旨・目的及び達成手段	弱者救済の理念を実現する制度設計になっていない。弱者救済と、広く市民に利用してもらうという二者の考えが混在した論理になっている。
2	①趣旨・目的及び達成手段	本事業の目的を今一度検討する必要があると思う。広く周知するべきか、弱者救済か、現状では中途半端な印象である。
3	①趣旨・目的及び達成手段	本事業開始当初は、経済的弱者の救済がその目的であったかもしれないが、時の経過とともに人の考え方や価値観、そして川口市の行政自体も変化してきているため、趣旨・目的の再検討が必要であると感じた。
4	①趣旨・目的及び達成手段	弱者救済の制度として、貧富を問わず、一律に補助金を支給することができる制度となっており、現行制度を維持するのは疑問に思う。弱者救済なのか一律支給なのか明確にすべきである。
5	②事業の効果	仮に、利用率が高いとしてもその数字が効果を測定するものに適しているかは不明である。利用率が高いことが望ましいという反面、それが弱者救済という理念のもとであれば、また異なる測定をせねばならず、つまり現状においては効果を測定できていないという事である。
6	②事業の効果	一定の効果はあると思う。
7	②事業の効果	弱者がどれほど救済されたかが不明であるため、抜本的な見直しが必要と考える。富裕者の葬儀への市税の補填は不要であり、これでは市税の有効的な活用とは言えない。
8	③事業の効率化	業者に委託していることを事業の効率化と捉えるのではなく、例えば、補助方法を変更する等の工夫をすることによる効率化が望ましいのではないかと。

No.	評価の観点	評価コメント
9	③事業の効率化	業者に委託していることを効率化とするのは疑問に思う。市民目線に立った効率化が必要である。
10	④課題解決への取り組み	これまでは業者との協議のみで取り組んでいたが、それ以外の対応を検討している点は良いと思う。
11	⑤今後の事業の方向性	生活困窮者のみを対象としている事業ではないと思うことから、商品の多様化等、広く市民に利用してもらえるように広報手段等も含めて見直すべきではないか。
12	⑤今後の事業の方向性	弱者救済なら対象者への所得制限を設けるべきであり、また、弱者への広報手段をよく検討してほしい。
13	⑥事業全体を通じた総合的な評価	利用すべき人が利用できていないために、利用率が10%となっているのであれば、公平性に問題があり、周知が適切になされていない可能性がある。
14	⑥事業全体を通じた総合的な評価	事業の有効性は認めるが、対象者や、多様化する葬儀内容をどのように補助していくのか、今一度検討する必要がある。
15	⑥事業全体を通じた総合的な評価	生活困窮者のみを対象とした事業ではないのならば、市民の利用率が10%というのは少ない。30～40%の利用があってもよいのではないか。
16	⑥事業全体を通じた総合的な評価	制度改革をする時期である。

## 【評価結果まとめ】

①趣旨・目的及び達成手段	
2 改善の必要あり	事業の目的の検討が中途半端である。事業開始当初と比べても社会環境や文化、行政は変化し続けており、その状況と乖離しないように事業の目的を再検討すべきではないか。また、現行制度の運用は、弱者救済になっておらず、弱者救済を理念とするのであれば、それを実現する制度設計が必要であるし、逆に、広く市民に利用してもらうことを理念とするのであれば、その理念に見合った制度設計をしなければならない。いずれにしても、混在した論理にならないよう、事業の目的を説明する必要がある。
②事業の効果	
2 改善の必要あり	一定の効果があるという評価もあったが、実態としては、弱者救済がどの程度なされたか不明であるため、事業の効果を適切に測る仕組みを形成する必要がある。また、「広く市民に」の理念のもと、低い利用率を高めていくのは良いことであるが、利用率を高めていくことだけでは、この制度の趣旨が達成されたとは言えない点についても留意する必要がある。
③事業の効率化	
2 改善の必要あり	業者に事業を委託することによって、効率的な運用を実現できているとは言えない。また、事業の代替の可能性について、民間でも行っている事業を行政が行っていることから、補助の方法等の工夫が必要である。
④課題解決への取り組み	
2 改善の必要あり	今回のヒアリングにおいて、市民にアプローチすることの必要性を強調されていたので、その点には期待したい。
⑤今後の事業の方向性	
2 改善の必要あり	今後の事業の方向性ということで、意見が二点あった。一点目は、弱者救済であれば所得制限をかけるような制度設計にすべきということ。二点目は、弱者救済ではないのであれば、商品の多様化といった見直しを行い、広く市民に提供できる制度設計にすべきということである。現行では、制度が不完全な状態であることは否めないため、改善の必要がある。
⑥事業全体を通した総合的な評価	
	今回挙げた意見を踏まえて考えれば、当制度は、今後に向け、制度の目的をはじめ、再度検討していく必要があると感じる。また、利用率の解釈についても様々な意見があったが、今後、利用率の向上を図るうえでも、事業の趣旨・目的を明確化したうえで、公平性の観点から、制度が適切に利用されるよう工夫する必要があるとする。